

後に細部審査を行ったところではありますが、その経過につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

認第1号 平成22年度長井市歳入歳出決算認定につきましては、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成22年度長井市水道事業会計決算認定については、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては審査の過程において委員から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げます、決算特別委員会審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、認第1号 平成22年度長井市歳入歳出決算認定について及び日程第2、認第2号 平成22年度長井市水道事業会計決算認定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、認第1号 平成22年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成22年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

総務常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

我妻 昇委員長。

(我妻 昇総務常任委員長登壇)

○我妻 昇総務常任委員長 おはようございます。

平成23年第6回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案4件、請願2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、議会日程に従い、去る9月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第63号 市役所第二庁舎西側公用車庫の落雪による事故に係る損害賠償の額の決定について、ご説明を申し上げます。

本案は、長井市役所施設の瑕疵による事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、今後、落雪防止のための工事を行う予定はあるのかとの質疑がなされ、財政課長からは、雪どめがなかったことが事故の原因で、今後は雪どめを設置し、小まめに雪おろしをすとの答弁を受けたところで

あります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 長井市災害対策基金条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災に伴い、災害対策等として市に寄せられた寄附金を基金として管理するため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、基金の処分、運用は多岐にわたるものを網羅するには難しい金額で、今後どの程度完遂しようとしているのかの質疑がなされ、総務課長からは、充当する内容は決定しているわけではなく、例えば大規模災害時の共助を伴う自主防災組織の育成強化につながる施策も年次計画で考えたい。そうした組織の立ち上げのきっかけとなる施策も検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、一般会計の中の支出項目で消防費、民生費等、防災費用としてかち合ったりする問題があるのではないかと。また県、国の補助や交付金との整合性もとっていくべきではないかと質疑がなされ、総務課長からは、県の総合交付金は自主防災組織立ち上げに充当するという補助要件があり、年2団体程度の交付ペースではなかなか計画は進まない。立ち上げて設備の問題などもあり、今後、防災組織の活性化の中で整理したい。また、予算の款項目についても、予算要求時に各課間で調整を行いたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、基金の趣旨はよいが、用途は漠然としており、どの程度の用途を条例の中で規定し、どの程度の規模で基金に積み増しするかということについていつまで議会に示してくれるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、処分の範囲は限定的ではなく、広く対応できるよう24年度予算を視野に入れ、課題を整理し、明確にしたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 長井市市税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、市税条例の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、肉用牛の売却による農業所得の免税対象の特例の対象者はいるのかとの質疑がなされ、税務課長からは、実態は把握していないが、これだけの頭数を肥育する農家は長井市周辺にはおらず、直接的影響はないのではないかと考えている。また、頭数が変わるだけではなく、売却価格が現在の100万円から80万円に下げられ、課税強化につながるような改正であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、不申告者の過料について3万円から3倍以上の10万円になることによる対象者とその改正の背景について質疑がなされ、税務課長からは、本市はもとより近隣の市町でもそれを課したことがないと思っていること。また、税法改正の背景には納税者の税制上の権利と裏返しに、納税者には適正に税制上の義務を履行することが求められる。課税の適正化を図り、税制への信頼を確保するためには罰則の適正化も必要で、他の経済犯とのバランスも考え、罰則の見直しが必要であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、納税者義務は理解するが、罰則を強化したからといって解決はできないと思う。納税者に不安感を与えないような納税環境づくりのため、職員への研修などもお願いしたいとの質疑がなされ、税務課長からは、研修については現在も徹底して職員に研修の機会を与えるよう取り組んでいるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

+

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴い項ずれの対応を行うため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 原発からのすみやかな撤退を求める意見書提出の請願についてご説明申し上げます。

本請願は、西置賜革新懇談会代表世話人、今泉義憲氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、東京電力福島第一原子力発電所の事故は原発がいかにも危険なものかを事実をもって明らかにした。現在の原発技術は未完成で、冷却水がなくなると原子炉がコントロール不能になり、何より原発の出す放射性物質、特に使用済み核燃料を処理する技術がなく、一たび放射性物質が放出されると被害は深刻かつ広範で、危険性がなくなるまで数万年から100万年かかるなどの危険性をもたらす。しかもこうした施設が地震国、津波国である日本に54基も設置されている。

よって、原発からの撤退は喫緊の課題であり、原発の総電力能力の40倍もあるとされる自然エネルギーへの転換を図るべきことを踏まえ、原発からの撤退を決意し、速やかに撤退するよう国に意見書を出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、原発事故の発生以来、国民の大多数に子々孫々にどのような環境を残すのか関心が高まっており、県内においても米の準備検査、本検査、牛肉汚染、風評被害と心配事が絶えない。原発を含めたエネルギーのあり方、産業をどう支えていくのかなど、さまざまな角度からじっくりと検討していかなくてはならないと感じるが、請願の趣旨表現の判

断が難しいと思う。

この部分で紹介議員の補足をお願いしたいとの質疑がなされ、紹介議員からは、速やかにという部分は確かに原発事故により農業問題や福島からの被災者の問題など、すぐしなければならぬ問題は解決しない。すぐといってもこれからストレス検査などもあるが、危険性は想像がつかず、原発は安全だと安全神話を信じ切ってきただけに、こんなことが日本で起きるなどとはだれも考えていなかった。放射能は色にもおいてもなく、見えないし、量もわからない。そして収束もしておらず、そういう意味では速やかに撤退してもらいたいのが請願の趣旨だとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、国民としてエネルギーをどう考えるか大きな課題に直面する中、今稼働中の原発を含め、すぐ結論が出せるのか。危険なところは認識しつつも、今すぐ産業問題、環境問題など、すべてを解決できるのか。議論を深め、クリーンエネルギーの転換とか、産業構造を少しずつ変えていくとか、原発からの穏やかな撤退という方法について議論し、お願いしていくという趣旨には賛同するが、すぐに撤退するという表現は難しいと感じるがどうかとの質疑がなされ、紹介議員からは、確かにすぐとめるのは不可能と思うが、期限を切るとかそういうことが必要である。政府はいまだ原発からの撤退を決意していないし、速やかにというのは自然エネルギーに変える時間もある。環境省でも現在の電力供給量をはるかに上回る自然エネルギーの供給能力の数値を示して、撤退には期限が必要とは思いますが、速やかにというのはそういう意味であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、代替エネルギーとしての自然エネルギーの施設設備費について質疑がなされ、紹介議員からは、原子力は安いと電力会社なども説明しているが、使用済み核燃料の処

理には莫大な費用がかかり、危険性が伴う。自然エネルギーをつくるとなると設備費はかかるかもしれないが、将来的には経費は少なくなるのではないかとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、原発の処理、代替エネルギーにも費用を要するということが、いまは復旧、復興が大事で、もう少し時間をかけ、国会レベルの議論も必要であり、使用済み核燃料処理も世界規模で話し合いが必要である。また、生活の仕方も今までとは違った方向を考えなくてはならないなど、いろいろな面で考えなくてはならない。復興をなし遂げた段階で提出するもの1つの考え方ではないかとの質疑がなされました。

また、委員からは、速やかにという文言は即時ということではなく、できるだけ早くとかの読みかえをしてもいいのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、速やかには決意をして大きな方向に向かってくださいという意味であると答弁がなされたところであります。

また、委員からは、自然エネルギーに転換するのは今回の原発事故が発生して国民の共通した認識だと思うが、冬場になると電力が逼迫したり、直ちに原発をとめる状況にはなく、できるだけ早く自然エネルギーに転換するというのが国民の共通した認識だと思う。自然エネルギーはクリーンであるがゆえに不安定さが伴い、産業界にとっては安定した生産ができない一面も抱えるが、54カ所のうちどれだけ稼働しているかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、13カ所が運転し、電力に占めるのは30%と言われるが、現在の供給割合は理解していないとの答弁がなされたところであります。

討論に入り、委員からは、現実のものとして即撤退は乱暴だと考える。被災地のことも考えた中で議論すべきで、転換にも膨大な費用が伴い、慎重に論じるべきで、即時撤退には反対で

ある。エネルギー、経済、子育ても含めた暮らしのあり方など、いろいろな角度から検討すべきで、エネルギーの課題、地方の課題を考えると即刻撤退という表現には反対である。卒原発、脱原発は賛成であるが、すぐとなると経済、雇用、節電も必要であり、今後の日本の発展を考えると難しいとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で不採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 地方財政の充実・強化を求める請願についてご説明申し上げます。

本請願は、連合山形置賜地域協議会議長、金子 浩氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、東日本大震災により東北、関東では多くの自治体が甚大な被害を受け、自治体が中心となった復興が求められる。また、全国の経済状況はいまだ停滞しており、雇用確保、社会保障充実など、セーフティネットとして地方自治体の役割はますます重要であり、特に介護、福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけた政策の充実強化が求められる。

よって、2012年度予算においては、被災自治体に対する復興費は国の責任において確保し、自治体財政が悪化しないよう十分な施策を講じ、セーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策等の財政需要を的確にとらえ、地方財政計画、地方交付税総額を確保し、国、地方の税収配分5対5を実現するなど、税源移譲と格差是正のための抜本的な対策を求める意見書を政府機関に提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、3・11の震災については早期復旧、復興を考えれば請願は当然だと思う。そうした中、税収の確保は低迷した経済状況下では難しく、国家公務員の問題とかを

加味する記述が欲しかった。また、記述を見ると将来の増税を容認しているようなところが否めないがどういうことかとの質疑がなされ、紹介議員からは、具体的には記以下に記述されている。また、増税についてはこの請願では一切考えておらず、むしろ今の第1次、第2次の補正で6兆円を計上し、今後の復興については2011年度から2015年度までで19兆円必要だと言われており、6兆円を差し引き13兆円については、政府は10兆円強を税収で賄い、残りを子ども手当の歳出削減をする計画としているようであるが、これについては臨時国会の第3次補正での議論を待つしかないと考えているとの答弁がなされたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、議案第63号 市役所第二庁舎西側公用車庫の落雪による事故に係る損害賠償の額の決定についてから、日程第6、議案第66号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第3 議案第63号 市役所第二庁舎西側公用車庫の落雪による事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員

の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第63号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第64号 長井市災害対策基金条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第64号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第65号 長井市市税条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第66号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、請願第2号 原発からのすみやかな撤退を求める意見書提出の請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 日本共産党の今泉春江でございます。

西置賜革新懇話会の原発からすみやかな撤退を求める意見書提出の請願を採択すべきとする意見を述べ、賛同を得たいと思います。

私が採択に賛成するのは、実際に脱原発の勉強会の開催や繰り返し街頭署名などを行った経験から、請願の採択が市民のためにも、日本と世界のためにも必要であると確信するからです。

原発の危険性と恐ろしさは目の前で進行している被害の現実を見れば明らかです。特に強調したいのは請願者が指摘しているように、放射能の被害が空間的、時間的、社会的に他の事故とは全く異質だという点と、原発の技術が未完成でこの放射能を人間が完全に制御することができないという点です。一たん漏れ出したら人間の手では抑えることができないという問題だということです。

したがって、これから逃げるには現在のところ原発をなくす以外にないということです。しかも期限を切って可能な限り急ぐ必要があるということです。ドイツのメルケル首相は福島原発事故を教訓にして、原発廃止を先延ばしする予定を変え、2022年までに全廃すると決定、この決意に立って自然エネルギーを2020年までに全電力の35%にし、2050年には80%にすると全力を挙げてます。

ところが、当の日本政府は、世界最悪水準の事故を起こし、収束もできないのに原発からの撤退ではなく推進をしようとしています。野田首相の国連演説は驚くべきもので、根拠も示さず、放射性物質の放出量は当初の400万分の1に抑えられていると言い、停止中の原発の稼働や原発の輸出も念頭に、日本は原発の安全性を世界最高水準に高めると原発の推進を表明しま

した。財界の強い要請に基づくものです。

ですから、今何よりも重要なのは、政府にドイツのように期限を決めてきっぱりと撤退する決断をさせることです。この決断がなければ自然エネルギーへの転換などできないと思います。この点で請願の願意は的を射ていると思います。

第2に、請願はこの上に立って原発からの速やかな撤退を求めています。総務常任委員会の審議では、速やかな撤退を即時撤退と取り違え、不採択としましたが、速やかにと即時は全く違います。大体原発は停止しても20年以上は放射能の危険はなくなりません。その間に事故が起きない保証はどこにもありません。いつか先の将来とか、条件が出たらとかでは許されないのです。

また、自然エネルギーを電力に生かすには一定の期間がかかります。だから即廃止など物理的に不可能なのです。やはり5年とか10年とか期限を決めて計画を立て、全力で速やかに撤退をしなければなりません。

請願者が求めてもいないことを勝手に解釈し、不採択にするなどは憲法が保障する請願権を侵すことになりませんか。私はこの点からも請願は正当であると考え、採択に賛成します。

なお、私は一般質問でも新潟県柏崎刈羽原発の危険性を指摘しましたが、この点からも原発からの速やかな撤退を図る必要を申し上げたいと思います。

長井市は過去において新潟地震や羽越水害など、日本海側、新潟方面からの影響を強く受けてきました。刈羽原発には7基の原子炉があり、その出力は821万2,000キロワットで、世界一の出力を持つ原発です。しかも刈羽原発は2004年の中越地震と2007年の震度6の中越沖地震で緊急停止しており、07年の地震では機械装置が破損し、残った装置を辛うじて動かし、奇跡的に大事故を逃れたという経歴があります。

また、使用済み核燃料は莫大で満杯まであと

+

3年ということです。さらに、近くに活断層があると調査中で、地震の特定観測地域にもなっています。しかも津波の想定水位は3メートルから3.3メートルという状況もあり、非常に危険ということで、現地では撤退運動が起こっています。もしここで事故が起こったらどうなるでしょうか。山形気象台から資料を取り寄せてみますと、長井市には弱い風ですが、1年を通し日本海のある西のほうから風が吹いていることがわかりました。こういう点からも原発からの撤退は速やかであるべきで、将来のことではないことを指摘し、請願は採択すべきと考えます。

なお、参考までに申し上げますが、革新懇話会の同じ請願が小国町議会では採択され、飯豊町議会では継続審議、白鷹町議会は、請願者は違いますが、同じ趣旨の請願が採択されています。市民の命と安全を原発と放射能から守るため、請願の採択に賛同いただけるよう心からお願いし、賛成意見といたします。

+ ○蒲生光男議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

請願第2号について、総務委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

再度申し上げます。原案について採決いたします。

請願第2号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○蒲生光男議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、請願第3号 地方財政の充実・強化を求める請願の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

請願第3号について、総務委員長の報告は、採択であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 おはようございます。

平成23年第6回市議会定例会において文教常任委員会に付託されました請願1件について、審査しました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月12日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、請願第4号 山形県立長井工業高等学校の4学科4学級の維持を求める請願について申し上げます。

本請願は、長井工業高等学校の学びと未来を考える会会長、吉田 功氏から提出されたものです。

本請願の趣旨とするところは、長井工業高等学校は機械システム科、電子システム科、環境システム科、福祉情報科の4学科4学級で構成されていますが、今般、山形県から西置賜地区の高校再編整備計画で4学級から3学級に減らす方針が示されました。

長井工業高等学校は西置賜管内唯一の工業系の実業高校であり、卒業生に対する信頼も厚く、管内企業からの期待も大きく、将来の長井・西